幼稚園、保育園などの施設利用の手続きが変わります

1 認定

幼稚園、保育園、認定こども園などの利用に際して、在園児を含め新たに「認定」（１号～３号）を受ける必要があります。

認定の種類

認　定　区　分	利用できる施設	対 象 と な る お 子 さ ん
１号認定 （教育標準時間認定）	幼稚園（※１） 認定こども園	満３歳以上の子どもで、教育を希望する者
２号認定 （満３歳以上・保育認定）	保育園 認定こども園	満３歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」（※２）に該当し、保育園などでの保育を希望する者
３号認定 （満３歳未満・保育認定）	保育園 認定こども園	満３歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する者

※１　新制度へ移行しない幼稚園を利用する場合、認定を受ける必要はありません。

※２　「保育の必要な事由」の例：就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、求職活動、就学など

2 利用時間

２号・３号認定の方は、「保育の必要量」によって利用時間が異なります。

・「保育標準時間」利用／保護者のフルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

・「保育短時間」利用／保護者のパートタイム就労を想定した利用時間（最長８時間）

3 入園手続きの基本的な流れ

幼稚園・認定こども園の利用を希望する場合（１号認定）

1 幼稚園などに直接利用の申込をします

2 幼稚園などから入園の内定を受けます

3 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請します

4 幼稚園などを通じて市から認定証が交付されます（1号認定）

5 幼稚園などと契約します

※新制度に移行しない私立幼稚園では、認定を受けていただく必要はなく、従来どおりの手続きとなります。新制度への移行の有無は、直接各私立幼稚園に問い合わせください。

保育園・認定こども園の利用を希望する場合（２号、３号認定）

1 市に「保育の必要性」の認定を申請します

2 市から認定証が交付されます（2号、3号認定）

3 保育園などの利用希望の申込をします

4 申請者の希望、保育園などの状況により、市が利用調整します

5 利用先の決定後、契約となります

1、３は同時に手続きできます

※平成27年度の公立・私立保育園、公立幼稚園、および認定こども園の入園申込は、「広報うえだ」10月１日号でお知らせします。私立幼稚園の入園申込は、各園に直接問い合わせください。

「子ども・子育て支援新制度」により何が変わるの？

市で行う地域の子育て支援

現在実施している事業

（妊娠・出産からの切れ目のない支援を行っています）

事業名	事業対象者	内　容	問合せ先
妊婦一般健康診査	妊娠届を提出された方	安心して出産できるよう、妊婦健康診査に対する助成を行います。	健康推進課 TEL23・8244
乳児家庭全戸訪問	生後４か月を迎えるまでに	全世帯の自宅を保健師・助産師が訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談などを行います。	
子育て支援センター（無料）	就学前の児童（おおむね３歳未満）	子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行っています。	子育て・子育ち支援課 TEL23・5106
子育てひろば（無料）	おおむね３歳未満	子育て中の親子が気軽に集まり、遊んだり話をしながら交流する場所です。 土・日・祝日も開設しているひろばもあります。	
一時預かり（有料・予約制）	０～５歳	家庭で一時的に保育が困難になった場合に保育園などで一時的に預かります。 例：就労（継続的理由）、病気（緊急）など	保育課 TEL23・5132
延長保育・休日保育（有料）	０～５歳の保育園在園児	通常の開所時間を超えて延長して保育を行います（延長保育）。日曜日や祝日に保育を行います（休日保育）。	
病児保育センター（有料・登録制）	生後６か月～小学３年生	病気などで他の児童との集団生活ができない場合に一時的に預かります。	子育て・子育ち支援課 TEL23・5106
ファミリー・サポート・センター（有料・登録制）	生後３か月～小学６年生	地域の人が応援する会員制の子育て支援活動です。 例：保育園などへの送迎、学校など休みの時の預り援助など（７ページ参照）	
放課後児童クラブ（学童保育所・児童クラブ）（有料・登録制）	小学１～６年生	仕事などで昼間家庭に保護者のいない児童に遊びや生活の場を提供します。	学校教育課 TEL23・5101

他にも、養育支援訪問、一時的に子育てが困難な場合に、児童養護施設で緊急的に預かる事業、発達に関する相談、出産直後の生活・育児支援（子育て支援施設ゆりかご）など、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行っています。

今後新しく開始する事業

利用者支援事業	「子育てに関する総合相談窓口（コンシェルジュ）」を設置します。 多様な子育て支援サービスの紹介や、子育てに関する相談を受け専門の機関へ繋（つな）ぎます。

新制度に向けての取組

上田市子ども・子育て会議の発足

市では、平成25年12月、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、経営者団体などの関係者で構成する「上田市子ども・子育て会議」を発足させました。この会議では、これからの市の子育て支援計画である「上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための審議を行っています。

また、今年２月、就学前児童2,000人、小学生2,000人の家庭を対象に、子育ての環境・意識に関するアンケート調査を実施し、これらの結果も計画に反映していきます。

平成25年度
- 上田市子ども・子育て会議を発足
- アンケート調査を実施

→

平成26年度
- 上田市子ども・子育て支援事業計画策定
- 新制度に向けての幼稚園、保育園などの入園手続き

→

平成27年度
- ４月～新制度スタート

問　子育て・子育ち支援課　TEL23・5106